

マレーシア米作地帯における 地主・小作関係の実態と性格

——ケダー州, スンガイ・ブジョール村の事例——

はり 井 けん 三
堀 井 健 三

はじめに

I 村の概況

1. 位置と行政
2. 村の歴史
3. 人口と家族統計
4. 職業構成と農家数

II 農家の土地所有と経営規模

III 地主・小作関係

1. 一般的な小作形態
2. 特殊な小作形態
3. 付帯的な小作条件

結 語

は じ め に

筆者は1966年5月から1969年3月までの約3年近いマレーシア滞在期間中に四つの村落調査を行なったが、小論はその最初の米作村、スンガイ・ブジョール村(Kampung Sungei Bujor)の調査のうち、主として地主・小作関係の実態に関する部分を整理し、まとめたものである。

調査は予備調査と本調査の2段階に分けて行なった。予備調査は1966年の10月と12月にそれぞれ1週間ずつ行ない、本調査は1967年4月25日から6月15日までのだいたい1カ月半の期間にわたって行なわれた。本調査と予備調査を合わせると、全体としての調査期間は2カ月と1週間余りである。予備調査は調査村の選択と調査村に関する基

礎知識を得るため、および同村が位置するケダー州米作地帯の一般的な状況について情報を集めるのに費やされた。本調査では同村の村長(ketua kampung)の家に泊まり、家族の一員として過ごさせてもらうことにより、できるだけマレー人農民の生活環境にとけこむように努力した。

スンガイ・ブジョール村にはいるにあたって、筆者がとくに目的としたことは次の諸点である。第1は直接村の中に住むことにより、マレー人村落社会の研究者やマレー人農民自身にとってはすでに常識になっている日常生活のなかでのこまごました慣習やしきたりを身につけ理解すること。第2は農業生産に関する技術的な知識をできるだけ観察を通じて自分のものにする。第3は観察と相互接触によりかれら農民が持つ支配的な価値意識や人間関係のあり方を知ることである。言いかえれば村落の経済なり社会構造を分析する以前に当然理解し、感覚的になじんでおかねばならない村人の生産や生活に関する初歩的な知識を調査現場で体得することに主目的が置かれたといつてよい。こうした調査方法は労多くして益少ないかもしれないが、社会科学の方法を通じて農村に接近する以前に、農民たちの生活様式や生活感情に肌でじかに触れ、かつかれらの村落社会の内部で綾なす人間関係の原型というか、原点の諸相の

一端でも理解しておくことが必要であろうという考え方にもとづいている。それは筆者にとってスンガイ・ブジョール村の調査がマレーシアでの最初の調査村であり、村落調査の原体験の「場」としての性格を持たざるをえなかったからであるといつてよいであろう。

もちろん、筆者の調査範囲が上述のいわば生活体験的な要素だけに限定されたわけではない。入村前は通常の村落調査者が設定するような調査項目を網羅的にカバーすることを考えていた。だが調査期間が2カ月余の短期間であったことと、調査の時期がちょうど農閑期にあたっていたため、結果的には農作業を全体にわたって観察できず、調査対象が非常にせまい範囲に限定されてしまい、同時に調査記録の内容に精粗、濃淡の差が生じてしまったことを認めねばならないだろう。ためにこの論文の記述内容もスンガイ・ブジョール村の経済・社会構造の分析を調査当初の目的としたにもかかわらず、それを果たすことはできなかった。今回はそこで調査記録のうち比較的まとまった資料となりうると思われる地主・小作関係の部分を中心にとりだし、整理を行ない若干の分析を試みるにとどめた。その意味ではこの論文は将来におけるケダー州での長期にわたる本格的な調査のための予備作業と思っただきたい。

最後に調査方法について若干ふれておこう。村にはいつてからの最初の20日間はマラヤ大学(University of Malaya)のマレー人学生を通訳として助けを借りたが、農民とのインタビューのあり方を学ぶうえで得るところが多かった。しかしながら残り1カ月半の筆者1人での調査は、会話がまだ不十分であったことと、ケダー州の方言に不なれであったため難渋をきわめた。調査はインタビューがおもで、質問表は一切使用しなかった。

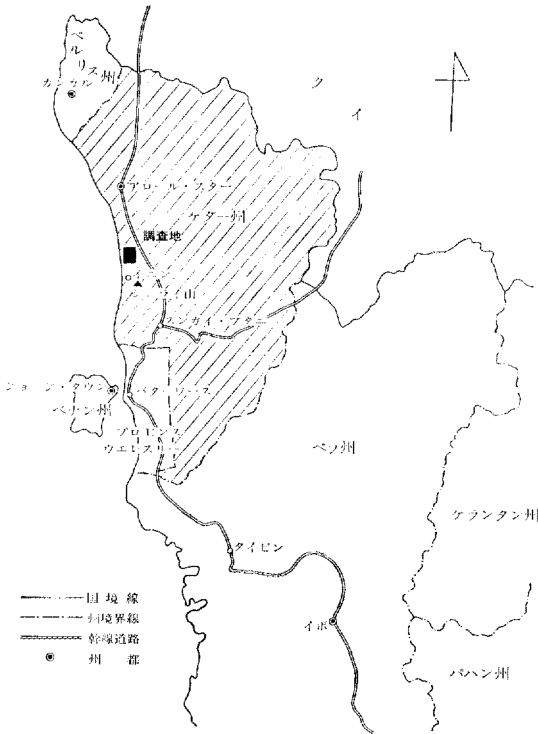
調査は、会話力の不足だけでなく、村落の生活条件への適応が思うようにいかず、当初は苦しいものであったが、区長(penghulu)村長をはじめ村人が調査に協力的で、日常での交際でも筆者に温かく接してくれたことが大きな励みとなった。このつたない報告書に少しでも得るところがあれば、それはすべてこうした村人たちの協力のおかげである。改めて感謝の意を表わし、はじめのことばにかえたい。

I 村の概況

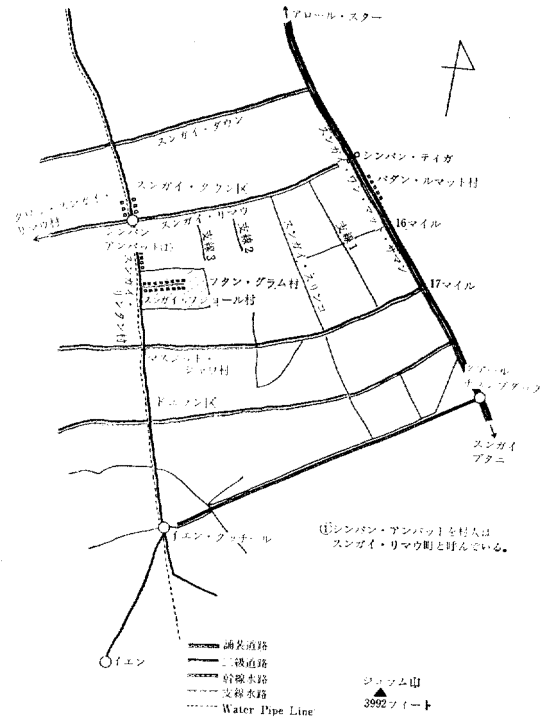
1. 位置と行政

ケダー州(Kedah State)北西部とペルリス州(Perlis State)の中南部にかけて開けている約25万エーカーの水田地帯は、この国で最も広くかつ最も土地生産性の高い米作地で、文字どおりマレーシアの穀倉地帯となっている。この広々とした穀倉地帯のほぼ中央にケダー州の州都、アロール・スター(Alor-star)がある。また最南端部にはケダー州の名山、ジュライ山(Gunong Jerai, 別称Kedah Peak)がそびえており、その麓にはイェン(Yan)とよばれる静かで小さな町がある。調査村スンガイ・ブジョール村は、このアロール・スターから州道沿いに約20マイル南下したところにあり、イェンからは約8マイル北にのぼったところに位置している。つまり穀倉地帯南部にある集村で、典型的な水田単作村である(第1図参照)。行政的にはケダー州イェン郡スンガイ・ダウン区スンガイ・ブジョール村(Kedah State, Yan District, Mukim Sungei Daun, Kampong Sungei Bujur)となる。マレーシアでは「村(kampong)それ自体は行政単位となっていない。村落社会における末端の最小行政単位は村をいくつか集めてできている「区」(mukim)である。したがってスンガイ・ブジョー

第1図 調査地、スンガイ・プジョール村の位置



第2図 スンガイ・プジョール村近辺図



ル村には村の長 (ketua kampong) はいるが、かれの地位は行政職ではない。それは一種の名誉職に近いものであって政府から若干の手当金 (allowance, マレイ語で *elaun* という) をもらい、区長と村民との間の連絡係の役目を果たしているにすぎない。これに反し区長は *ピングフル* (*penghulu*) と呼ばれ、区の最高行政責任者である。スンガイ・ダウン区の区長は区の中心地で調査村から1マイルほど離れたところにあるスンガイ・リマウ (Sungei Limau) に居住している。区に関する行政執務は自宅で行なわれ、区長の住居と行政事務所とはまだ分離されていない(註1)。区長の仕事は多忙をきわめるが、かれの下には補助事務員は1人もいない。管轄区のすべての行政事務は、区長によって処理される。ただし区長は副区長 (*panglima*) を2名(註2)区内より選出する権限が与えられている。副区長は区長と村長の間にあつて区長の行政

事務の執行を補佐する役目を果たしているが、いわゆる事務員 (clerk) ではない。

さて、最初にもどつてイエン郡におけるおもだった町の配置を確認しながらもう少し調査村の地理的位置を明確にしておこう(第2図参照)。イエンはイエン郡の行政の枢軸であるが、商業的には華商の経営する商店が10数軒しかないどちらかというどわびしいたたずまいといった感じのする町である。このイエンからスンガイ・プジョール村に向かう途中2マイル行ったところに三叉路があり、この三叉路を中心にイエン・クッチール (Yan Kechil) という町が形成されている。この町の華商の店はイエンとは逆に数も多くその構えも大きくなっており、町並み全体が地方の典型的な小商業町といった感じをいだかせる。そしてイエン・クッチールから東南東の方向に約5マイル行ったところにグアール・チュンプダック (Guar Chempedak)

があり、さらにこのグアール・チュンプダックからアロール・スターの方向に向かって約9マイルのところにはコタ・サラン・スムック (Kota Sarang Semuk) がある。この二つの町もイェン郡内における重要な商業町であり、それぞれ郡内の要所に位置しているといつてよい。しかしこれらの町は調査村スンガイ・ブジョール村の農民とは日常的な接触はない。

調査村の農民と最も商業的に強く結びついているのはこれらの比較的大きな町ではなく、前述した区長の住むスンガイ・リマウである。村からスンガイ・リマウまでは1マイルであるから徒歩でも往来が可能であるが、農民はだいたい自転車を利用して行き来している。スンガイ・リマウには大小とりまぜ100軒近い店があり、そのほとんどは華僑の経営によるものである。地元華商の話によれば、これら華僑の幫別出身地は福建が最も多く、ついで広東、潮州、客家の順になっているという。華商の店は古い2階木造建てのものが多くしかもそれが長屋式に10軒以上もつながっているという粗末なものであるが、隣接する農村地帯を後背地として商業的にはなかなか活気を呈している。マレー人の経営する店は数軒あるが、インド人の店にいたってはトコヤが1軒あるのみで、マレーシアのどこの農村地帯でもみられるごとく、華商がこのスンガイ・リマウの商業活動を支配しているといつてよいであろう。また後述のように華商のなかには区内に水田を所有しているものもあり、マレー人農民に小作地として貸し出している例もある。そのほかスンガイ・リマウには駐在所、郵便業務代理、マレー系小学校、華僑系小学校さらにイスラム宗教学校やマスジッド (masjid)、村民のための集会所 (balai raya) 等々の公共施設があり、スンガイ・ブジョール村の農民にとって

商業のみならず文化的、社会的センターとしての位置を占めているのである。

2. 村の歴史

マレーシアのどこの村の調査でもそうであったが、この村でも村の歴史をさかのぼって調べることはほとんど不可能に近かった。そこでここでは村の内外の長老たちからきいたいくつかの話から、とくに後の行論と関係のある土地所有の歴史について若干の推測をまじえながら叙述しておく。

村のある長老の話によれば、この村は1909年に開村されたものであるという。しかしこの話を証拠立てる資料は何もない。ただ他の長老たちの話を総合してみると、1909年ころにこの村の原型がある程度できあがっていたのではないかと推測はできるようだ。たとえばNo. 11(調査した順番に筆者が各農家に付した世帯番号である。以下同じ)の農家の世帯主が、グヌン・ジュライのふもとにある山村ブキット・アイル (Bukit Ayer) からこの村にやってきたのは1914年のことであるが、当時この村に居住していた農民は、非常に少なかったという。No. 11はトウンクー・ジワ (Tungku Jiwa—調査時のケダー州サルタンの祖父の娘、つまり叔母にあたる) と呼ばれるサルタン一族の一員から1ルロン (re-long, 約0.29ヘクタール) 当たり80Mドル(1Mドル≒118円、以下すべてマラヤ・ドル表示) の価格で荒蕪地を買い、夫婦2人で開田したという。この村の周囲の土地はほとんど沼沢地や平坦湿潤な土壌に生育するマングローヴ (mangroove) におおわれた森林地であったが、その所有はいまのべたトウンクー・ジワに大部分が属していたものだという。またある老農夫はアロール・スターの北方約12マイルのところにあるジトラ (Jitra) から1922年に來村したが、やはりトウンクー・ジワより11.75ル

ロンの土地を購入し米作地として開拓したものだという。そのときの購入地価は10ルロン当たり160ドルであった。トウンクー・ジワは彼女の父、トウンクー・ハリム (Tungku Halim) から遺産としてこの辺一帯を譲り受け、それを当時農民に売り出したものらしい。

直接的にはこのことが当スンガイ・ブジョール村の発生と開拓の歴史に関係しているのではないかと思われる。トウンクー・ジワから直接土地を購入したという農民はさらに2人いた。1人はやはりジトラから1920年にこの村にはいり、同年トウンクー・ジワから土地を購入している。もう1人は村一番の年寄りである No. 40であるが、かれもトウンクー・ジワから土地を購入したが(正式な年時は No. 40 自身老齢のため記憶していなかった)、当時村には人はほとんど住んでおらず、森や林ばかりであったという。このように歴史的にこの村周辺の荒蕪地がもともとサルタン姻族の一員たるトウンクー・ジワの所有に属していたことは事実であったように思われるし、それを売りに出したのがだいたい1915年ころであったことも上述の長老たちの話から推測できよう。

スンガイ・ブジョール村の開拓と形成が1910年ころであったろうという推測を裏付けるもう一つの事実はクワラ・スンガイ・リマウの大火である。村の長老たちや区長の話では、約50年前に起きた大火で商業町がリマウ川の河口から現在のスンガイ・リマウに移ってきたが、それ以後、急激にスンガイ・ブジョール村も発展し、村民の数も多くなったという。大火、町の移動、それに村の急激な発達、この三つの事実の間にどのような因果関係が介在しているかは必ずしも判然としないが、歴史時間的にみればこれら一連のできごとが1909年開村説と符号しているし、トウンクー・ジワに

よる土地の売却、上述の長老たちの入村と土地開拓の時期とも一致している。

さて、問題は入植した農民たちの土地所有関係がそれ以後どう変化してきたかを明らかにすることにあると思われるのだが、その点に関する資料は残念ながら皆無であった。そこで上に述べた簡単な事実のなかから、この村の歴史を知り、かつ現在の土地所有関係を理解するうえで重要な点を指摘すれば、次の2点であろう。第1はこのスンガイ・ブジョール村の開拓がせいぜい50年から60年前に行なわれ、米作村としての歴史は比較的浅いということである。この事実は、村の周囲をとりまく自然条件、とくに水田の土壌条件の劣悪さと関係してくる。と同時に一方では村の経済や社会構造の特質を規定している一つの要因にもなっていると思われる。第2の点はこの村の近辺一帯の土地がケダー州サルタン姻族の一員であったトウンクー・ジワの手にあったこと、それをこの村の開拓者が購入し米作地として開墾してきたということである。こうした歴史的事実は当村だけにとどまらずケダー州全体の土地所有関係の変遷を知るうえできわめて興味ある事実である。というのは調査時においてこの村でトウンクーの尊称を持つものから土地を借り米作に従事していた農民は1戸にすぎなかったが、近在のある村では一村全部の農家がケダー州のあるトウンクーの小作人となっている例もあり、過去だけでなく現在においてもサルタン姻族の土地所有に対する影響力はまだ無視できない形でのこっているからである。

3. 人口と家族統計

第1表はスンガイ・ブジョール村の人口と家族数に関する基礎統計数字である。表では世帯数56となっているがこの数字について若干説明を加えておこう。世帯数56というのはあくまで同一の家

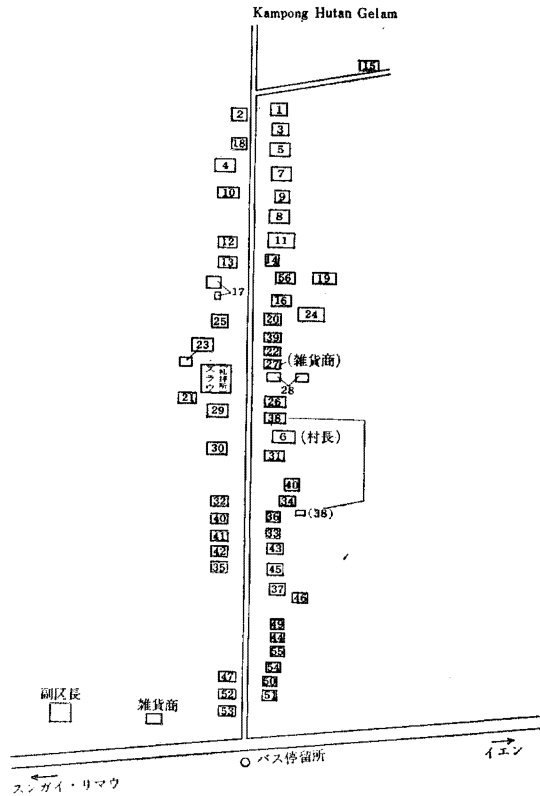
第1表 村の人口と家族統計

世帯員数	戸数	性別内訳		合計
		男	女	
2	3	4	2	6
3	6	10	8	18
4	15	30	30	60
5	7	20	15	35
6	6	18	18	36
7	6	24	18	42
8	4	15	17	32
9	6	26	28	54
10	3	19	11	30
計	56戸	166人	147人	313人

計のもとで生活を営んでいる村内の血縁者を同一の世帯内に含まれるものとして計算した結果出てきた世帯数であって、村落内において実際に観察できる全家屋数を意味しているのではない。村にある実際の家屋数は56より四つ多い60である。この四つの差は自らは働けなくなり収入源のない老夫婦ないし老人を中心とした扶養家族が住む家屋数を意味しているのである。つまり世帯数は家屋数によってではなく、同一の家計内で生活している血縁者の集まりを基礎として計算されているということである。第3図で村の各農家の家屋の位置を世帯番号によって示しておいたが、同一の世帯番号で二つの家屋が、線で結ばれているところは、小さい方の家屋が被扶養家族の住む家屋を示している。高齢化し稲作労働が不可能となっても自らの土地をなお所有し、それを小作に出すことによって得られる小作料が主たる収入源となっている世帯の場合はもちろん独立した世帯として計算されている。

第1表の数字を理解するうえで必要な事実はもう一つある。それはこの村の農民の間では、核家族形態が基本的な共同生活の単位であって、大家族の形態は比較的少ないという事実である。上記の四つの例は、居住は分離されているが、生計

第3図 スンガイ・ブジョール村を構成する各世帯の世帯番号と位置



の源は同じであり、明らかに大家族の範疇に属する。しかしこういった例はそう多くない。家族の形態を細かく分類することは、ここでは避けるが、核家族以外の形態をとっている世帯数は八つしかなく、残り全部が夫婦とその子女から構成される核家族の形をとっているのである。農民は核家族の形態をできるだけ日常の基本的な生活単位として保持しているようにみえる。たとえば年をとって配偶者の片方が死亡した場合、残された方の老人が自分自身をどのように処して生活していくかはそのときどきの事情により異なるわけであるが、できるだけ若夫婦のところに戻って一緒に住むことなく、もとの家に1人で、またある場合には未婚の息子や娘あるいは孫などを引き取り一

緒に住む傾向が強いのである。そして働けるうち
は自分で収入を得るように努力する。そして年を
とり労働できなくなって初めて若い世代から面倒
をみてもらうのである。しかしそれでも居住は可
能なかぎり若夫婦と一緒にすることなく、粗末な
小屋程度の家でも独立した日常生活の場を持とう
とするのである。だから表面的には独立した家計
を持ち全く別個の世帯を張っているようにみえる
場合でも、生活費は全部自分の息子ないし娘夫婦
から出ていることがよくある。

1967年の調査時から年代的にさらに遡ってスン
ガイ・ブジョール村に関する同様な統計数字を得
ることはできなかったが、区長から1957年時にお
ける当該区および村に関する若干の統計が得られ
たのでそれを第2表として掲げておいた。第1表
と第2表とを村のレベルで比較してみると、1957年
では村人口が257人で1967年の調査時点の313人よ
り56人少ないにもかかわらず、戸数では逆に64戸

第2表 1957年人口センサスによる区および村の人口

地 域	人 口 数				戸数
	マレイ人		華 僑		
スンガイ・ダウン区 ⁽³⁾	7,369	74.4%	2,541	25.6%	—
スンガイ・リマウ宗教区	1,847	84.8%	332	15.2%	—
スンガイ・ブジョール村	257	100%	0	0%	64

と8戸多くなっていることが顕著な事実として目
につく。1957年では1戸当たり世帯員数は4人な
のに対し調査時点では約5.6人となっているので
ある。このような増加が何ゆえ起こったのかその
理由は定かでない。戸数ないし世帯数の算定基準
が筆者のとは異なり単純に家屋数を計算する方法
をとり、収入源の同一性が基準となっていないた
めかもしれない。または10年前の若い世代の核家

族が今回の調査ではすでに膨脹して世帯員数が多
くなったためかもしれない。しかしいずれにせよ、
この点に関しては傍証資料がないのでこれ以上の
推論は困難であり危険であろう。

第2表で注意しなければならないもう一つの点
は、区内における華僑の人口数である。スンガイ・
ブジョール村には華僑は1人も居住していなかつ
たがスンガイ・ダウン区内には25.6%、またスンガ
イ・リマウ宗教区内 (kariah masjid Sungei Limau)
^(註3)には15.2%とかなりの率を占めているのであ
る。区長の説明によればスンガイ・リマウ宗教区
内に居住する華僑は、その大部内が商業を営んで
いるいわゆる華商で、農業に従事しているものは
比較的少ないが、それでも当宗教区内の土地の約
30%が華僑によって借地されていると述べてい
た。そしてさらに区内全体としてみると、商業よ
り米作に従事する華僑の比率が圧倒的に高いとい
うことであった。農村地帯に住む華僑といえはす
ぐ村落で商業を営んでいる華商を想像し、かれら
の商業活動のマレー人農民に対する影響のみが考
えられがちであるが、実際にはマレー人とともに
米作を行なっている華僑もかなり存在し、この両
人種によって当該地域の米作農民が構成されてい
ることを忘れてはならないのである。

4. 職業構成と農家数

村の農家の土地所有に関して記述する前に世帯
主の職業を分類しておくことが便利であろう (第
3表参照)。総戸数56戸のうち米作に専従してい
る農家が44戸で、総戸数の80%近くを占めている。
また兼業農家が8戸、農業労働者の世帯が4戸と
なっている。ケダー州米作地帯の中央部にある米
作村としてはとくに変わった職業構成とは思えな
いが、いちおうその特徴をあげておくことにしよ
う。

第3表 世帯主の職業別分類

職 業		戸数
専 業	農 家	44
兼 業	農 家	8
内 訳	稲作+ゴム栽培	1
	稲作+精米所勤務 ⁽¹⁾	1
	稲作+精米所勤務+雑貨商経営	1
	稲作+漁業	2
	稲作+大工	1
	稲作+出稼ぎ ⁽²⁾	1
	稲作+マット編み ⁽³⁾	1
農 業	労 働 者	4
合 計		56

(注) (1)協同組合経営による精米所で1953年に設立されている。村長は2株、雑貨商は3株保有していた。また1962年に脱退した No. 51は20株(200ドル)保有していた。

(2) 出稼ぎ期間が合計1カ月以上になる場合にのみ兼業と見なした。

(3) ニッパヤシで屋根を編む、内職で1枚8セントである。周囲が広い稲作地帯であるためニッパヤシの確保が容易でない。

第1は米単作農家が多いことである。これはこの平場全体が、起伏の乏しい地勢条件にあるため雨期にはいと著しく排水不良の状態を呈するに至ることと、乾期には重粘性土壌が逆に固結して地割れが生起するため、ゴム、ココナットやオイル・パーム、さらに野菜などの栽培に適していない土壌条件にあることが最も大きな理由と思われる。同じ米作地帯といっても他州の場合には、各村落に換金作物を栽培できる土地が散在し、米作と商品作物の栽培を同時に行なうことができる条件にある場合が多い。しかしこのスンガイ・ブジョール村周辺にはそれが全くといってよいほどみられず、典型的な米単作地帯なのである。もっとも第3表にはゴム栽培を兼業としている農家が1戸みられるが、これもケダー州ではなく隣りのペリス州までいって栽培しているのであって、この地帯が米単作地帯であることに変わりはない。

第2の特徴は兼業を行なっている農家が8戸にすぎないことである。これは農家が兼業を必要としないほど高所得水準にあるためでなく、逆にきわめて低い所得水準にあつて兼業を欲しているにもかかわらず、その機会が得られない結果と思われる。村では兼業の機会が乏しいために、兼業といつてもその種類と範囲は、はなはだしく不定でかつ継続性に乏しい。兼業形態として定着しているとみられる業種は非常に少ない。たとえば表に示されている兼業農家のうち、3年以上継続して同じ兼業種に従事している例は、村内では雑貨商を営む米作農家が協同組合経営の精米所にすでに10年以上働いている例と、漁業、大工各1例ずつの計3例にすぎない。あとはごく最近始めたものか、あるいは不定期であつて、恒常的な収入源にはなっていない。こうした兼業機会の乏しさと農家の兼業への依存度の高さは当然兼業の種類の多様性となつて表に現われている。つまり、2戸が同種の兼業に従事しているのは精米所勤務と漁業の場合だけであつて、あとはいずれも1戸ずつ兼業の内容が異なっているのである。

農家が競つて安定した副収入源を求めるため、なかには農家間で兼業の獲得をめぐる対立がみられた例もある。たとえば、1953年に設立された農民協同組合の経営する精米所への就職口が、この村の実力者たる村長と雑貨店経営者の2人によって独占されてしまったことに対する陰口を多く聞かされた。ある農民は精米所の株を村長の10倍の20株(200M)持っていたが、息子が得られるものと期待していたその精米所の就職口が、村長にとられてしまったので、1962年に協同組合から脱退してしまったという。月当たりの生計費が50ドルもあれば、どうやら暮していけるようなスンガイ・ブジョール村では、月収90ドルになる精米所

での仕事は、農民にとって大きな収入源であることはいうまでもない。この絶好の就職口をめぐって村人の間でさまざまなおもしろくが働き、かれらの人間関係に微妙なる波紋を引き起こしたことは容易に首肯できるのである。

第3は世帯主以外の若年労働者層および婦女子の間での農外・村外就業が全くみられなかったことである。世帯主の労働力さえ村内の稲作経営や近隣の町では十分に吸収できず、兼業の機会が不足していることを考えれば、若年労働者がこのように全く就職口のないまま不完全燃焼家族内労働力として滞留・堆積されていくのは当然のことといわねばならない。かれらは農繁期に田植えや稲刈りの手助けをしたり、ほかの半端仕事をして少しばかりの手間稼ぎをするほかは、ほとんど失業状態のまま村の中に滞留しているのである。若年労働者層の失業問題はすでにマレーシア全体の深刻な社会問題となっているのである。当調査村においても全く同様な事情にあるといえる。未婚の働き盛りの男子が乾期に地割れした圃場でサッカーに興じたり、あちこちでグループをなしておしゃべりに時を費やしている<牧歌的風景>は、実はこの米作地帯の一般的な就職事情を表わしてあまりあるものがある。こうした遊休若年労働力は現在のスンガイ・ブジョール村では、幸運な事例を除けばすでに存在している4人の農業労働者に加わるか、それとも後にみる血縁を通じた「互恵的」な地主・小作関係の中に組みこまれていくよりほかに途がないのである。

(注1) 筆者が調査したケランタン州 (Kelantan State) やペラ州 (Perak State), およびセランゴール州 (Selangor State) などの諸州では Penghulu の居住地と事務所をとる場所とは分離されていた。

(注2) スンガイ・ダウンの区長は1名しか副区長を任命していなかった。なお、ここの区長と副区長、

それに村長とはそれぞれ姻戚関係にある。

(注3) 宗教区 (kariah masjid) は礼拝堂 (masjid) を中心として周辺にとりまくいくつかの村落 (kamp-ong) 地域につけられた名称である。たとえば当スンガイ・リマウ宗教区はスンガイ・リマウにある礼拝堂を中心として形成されており、調査村スンガイ・ブジョール村を含めて9カ村よりなりたっている。スンガイ・ダウン区にはこうした宗教区が七つある。各宗教区内に居住するイスラム教徒 (ほとんどマレイ人だが) は“宗教区の子” (anak kariah) と呼ばれ、イスラム教徒にとって最も重要な金曜日の正午の礼拝 (juma'at) にはかれの属する礼拝堂に集まることが義務 (fardhu) づけられている。しかし宗教区というのは区の下位行政区でもない。ただし人口統計調査を実施したり、村落開発委員会が設立されたりする場合にはこの宗教区が地域調査単位として利用されたり、行政区的機能をもたされていることも事実である。これは宗教行政区が世俗 (一般) 行政遂行上利用されている現象と解される。

II 農家の土地所有と経営規模

I でみたごとく、スンガイ・ブジョール村では水田経営が、農民の主たる生業である。もちろん、若干の兼業の例を散見することはできるが、農家の家計の主体はなんといっても水田経営にある。この章 (II) ではその主たる生業となっている

第4表 農家の水田経営面積および所有面積

	水田保有形態	戸数	面積 (ルロン)	1戸当た り面積 (ルロン)
経 営 地	自作地	27	128.25	4.7
	小作地	37	230.5	6.2
	合計	52(1)	358.75	6.9
所 有 地	自作地	27	128.25	4.7
	貸付地	13	83.00	6.4
	合計	29(2)	211.25	7.3

(注) (1) 自作地を耕作する農家が同時に小作地を耕作することもあるので、農家戸数52戸は二重計算をさけて算出した。

(2) (1)の場合と同様である。

る水田経営のための土地を、農民がどのような形態で調達・保有しているか、その状況をまず村全体としてとらえ、ついで各農家の土地保有形態と経営規模について言及することにした。第4表をみていただきたい。この村全体の水田経営面積は358.75ルロンとなっているが、そのうち小作地の占める割合が全経営面積の64.3%、つまり230.50ルロンに達している。農家数では、小作地を耕作している農家が37戸で全体の70%に及んでいる。異なる年次をとって村レベルでこの数字を比較することはできないが、ウイルソン (T. B. Wilson) の調査表^(注1)の中の数字と比較すると、当時のケダ州全体の水田地帯における農家の小作地への依存率は筆者の調査地の場合より10%以上も低くなっている。このことから調査村において小作地が経営上重要な役割を果たしていることがわかる。

上述のごとく第4表からスンガイ・ブジョール村においては小作地の面積と小作地耕作農家の比率が高いことが明らかになったが、この点にこそこの村の土地保有形態上の特質を解く鍵があるように思える。そこでこの小作地および小作農家のもつ性格をより明確にするために、小作地を村内あるいは村外地主から借りているか、また地主と小作農家とが血縁関係にあるか、ないかの二つの側面から分析してみよう。第5表がその接近のための表である。この表から容易にわかることは、小作事例50のうち39件、総小作地面積230.5ルロンのうち144.75ルロンが血縁関係のある地主を通じて借地されている事実である。比率に直せば事例数では約80%、面積では約63%の高率になっている。これに反し、血縁関係のない地主から借地している事例は11件、20%にすぎず、面積についても全体の小作面積の3分の1を若干越えている

第5表 血縁・非血縁および村内・村外地主別借地事例数と面積

		血縁関係	非血縁関係	計
事例数	村外地主 (1)	26	10	36
	村内地主 (2)	13	1	14
	計	39	11	50
面積 ルロン	村外地主	102.5	80.75	186.25
	村内地主	42.25	2.00	44.25
	計	144.75	85.75	230.50

(注) (1) ここでいう村外地主というのは、スンガイ・ブジョール村以外のところに居住する地主を指し、その地主の所有する水田がスンガイ・ブジョール村の中に位置するかどうかは問わない。
(2) 村内地主というのはスンガイ・ブジョール村の中に居住している地主を指し、その地主の所有する水田がスンガイ・ブジョール村の中に位置するかどうかは問わない。

にすぎない。

このように血縁・非血縁の指標でみるかぎり、この村の地主・小作関係は血縁を通じた地主・小作関係がきわめて支配的なことがわかるのである。さらに村内・村外地主の指標をこれに組み合わせてみるとどうなるであろうか。この場合には村内の血縁地主より村外にいる血縁地主から借地している例が多く、後者は前者の2倍に達していることが第5表から容易にわらう。この村外の地主から借地している例のうち非血縁地主から借地している例に至っては10件対1件とさらに極端に小さな比率になっている。全体では村内地主14人に対して村外地主は36人であり、面積に直してみれば村外地主からのものが総小作面積230.5ルロンのうち186.25ルロンに達しているのに対し、村内の地主から借地しているのは44.25ルロンにすぎないことになる。つまり村外地主の数は村内地主の2.5倍であるにもかかわらず、面積は4倍以上にも達している。このことは何を意味しているのである

うか。いうまでもなくこれは村内地主の場合は血縁を通じて土地の貸借関係を結んでいる例が多いが、その規模は村外地主の場合と比較してきわめて小規模であり、零細な地片を血縁相互で利用しあっていることを示していると思われる。さらに逆にいえば、当村の農家の水田経営はその大半を村外の地主から借りており、しかもその規模は村内地主の場合より比較的広いということである。これを数字で示せば次のようになる。村外地主で非血縁の場合には1事例当たりの借地面積が最も広く平均して8.5ルロンになっているが、村外血縁地主の場合には4ルロンにも満たず、さらに同じ血縁でも村内の地主からの場合には3ルロンを若干越える程度となっていて借地規模は最も小さくなっている。こうした一連の事実は村内血縁地主と小作農の零細性を傍証していると考えられ

第6表 村内地主の血縁・非血縁および村内・村外別貸付事例数と面積

	事 例 数	面積(ルロン)
血 縁	19	72.50
非 血 縁	3	10.50
村 内 貸 付	14	44.25
村 外 貸 付	8	38.75
合 計	22	83.00

る。もちろん、村内地主は第6表でみるごとく少しは村外の血縁者にも土地を貸し与えているが、その規模は村内の血縁者に小作に出している面積よりさらに狭く40ルロンにも満たず、上記の村内地主の零細性という事実を覆すに至らない程度のものである。

以上のようにみえてくると、この村の水田経営地の保有形態上の特色は基本的には次の四つにまとめられる。①スガイ・ブジョール村

では、村内の農家が所有する水田面積では十分な水田経営面積を確保できず、村外地主より経営面積の約3分の1近くを補充していること、②その際、地主・小作関係が成立する契機は基本的には血縁を通して行なわれていること、③しかし、血縁優先といってもまず村内の血縁者からできるだけ小作地を得ようとし、それが不可能なときに初めて村という枠を越え、外に向かって経営地を求めようとする傾向があることが調査の過程で確かめられたこと。またそのときもやはり、血縁が軸となって借地関係が結ばれることは既述のとおりである、④村内地主は村外の地主と比較すると血縁・非血縁を問わずその小作地の規模は小さいこと、の四つである。

次に、具体的に各個別農家の経営地の保有形態と階層性を分析し、地主・小作関係の内容に接近したい。そこでまず、第7表から明らかになるおもだった特徴を列記すれば次のごとくなるであろう。第1はこの村には純地主のみあたらないことである。地主・自作農層の農家になることがせいっぱいであって、地主として自立し、所有地全部を貸し出している地主は1戸もないのである。なかには10ルロン以下の地主もおり、地主の所有ないし経営地が零細なことがはっきりわかる。そういった点ではこういう地主は地主というよりは潜在的には自作農であり、あるいは小作地を補充することによってはじめて生計上の安定が得られる。しかし家族内労働力の不足や他の姻族とのかわりあいから〈地主〉として機能しているにすぎないのである。要するに単純に〈地主〉、〈小作〉、〈自作〉といった範疇分けでは、その農家の経営内容は容易に察知できないこみいった経済関係が各農家の中にあることに注意する必要がある。第2に注意すべきことは純小作が52戸中23

第 7 表 米作農家の土地保有面積別戸数、経営面積、貸付面積

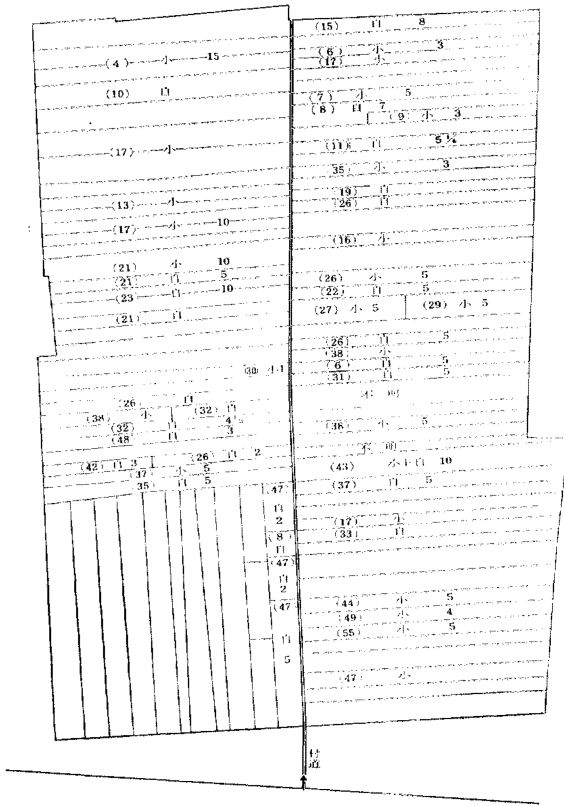
保有面積 (ルロン)	地主・自作	自作・地主	小作・地主	自・小・地	自 作	自・小作	小・自作	小 作	合 計
一 三 { 戸 数 経営面積 貸付面積	— —	— —	— —	— —	3 5.25	— —	— —	9 21.5	12 26.75
七 { 戸 数 経営面積 貸付面積	1 2 3	— — —	1 5 2	— — —	3 11.75 —	1 7 —	1 7 —	10 46.5 —	17 79.25 5
一 〇 { 戸 数 経営面積 貸付面積	1 4 5.5	1 5 3	— — —	— — —	1 8 —	1 8 —	1 9.25 —	1 10 —	6 44.25 8.5
二 〇 { 戸 数 経営面積 貸付面積	2 8 23	2 16 6.5	1 8 5	3 28.5 14.5	— — —	1 11 —	2 26 —	2 25.5 —	13 123.00 49.00
四 〇 { 戸 数 経営面積 貸付面積	1 1 20.5	— — —	— — —	— — —	— — —	1 23 —	1 21.5 —	1 38 —	4 83.5 20.5
合計 { 戸 数 経営面積 貸付面積	5 15 52	3 21 9.5	2 13 7	3 28.5 14.5	7 25 —	4 49 —	5 63.75 —	23 142.5 —	52 357.75 83.00
平均 { 経営面積 貸付面積	3 10.4	17 3.2	6.5 3.5	9.5 4.8	3.6 —	12.3 —	8.8 —	6.2 —	6.9 3.6

(注) 各農家の水田保有面積の算出は全く各個別農家とのインタビューによったものである。現在のマレーシアでは土地の所有は属人別に登記されていないので、各農家の所有面積を算出することは不可能である。また、区長、村長のレベルでも農家の面積および経営面積は把握されていない。インタビューで得られた数字の精度は、それにもかかわらかなり高いと確信する。このことを傍証する資料としては、ザカット徴収人アミール (amil) がこの村の米作農家に対して行なった調査がある。アミールは毎年、宗教局に対して担当地域の米作農家の経営面積と予想収穫量を各農家ごとに調査を行ない、その資料の一部は宗教局に送付するが、残りの一部は手許に保存している。その資料の数字と筆者が得た数字を比較すると、どの農家の経営面積についても筆者の数字はアミールの数字の2倍となっている。このことは農家が〈宗教税〉ザカットの納入に関して経営面積を実際の2分の1に申告していると判断できると同時に、筆者の得た数字の精度の高さを示していると考えられる。

戸と圧倒的に多く、しかもそのうち7ルロン以下の零細規模の小作農が19戸に達していることであろう。7ルロン以下の小作農は、小作料の率がそれほど高くないとはいえ、経営面積の狭少からかなり困難な経営条件にあるわけで、そういった自立農家とはいえないような小作農が、実に40%近く存在しているのである。いうなれば、このマンガイ・ブジョール村では純小作形態の農家が零細農の中心となっているということである。第3の特徴はこの村では純自作農が意外に少なく、全体として7戸しか存在せず、全農家中に占める比率

は13%強にすぎないことである。しかもそのうえ、この純自作農はきわめて零細な農家であり7戸中6戸までが7ルロン以下なのである。なかには1ルロンから3ルロンまでの小地片を耕作している自作農が3戸もあるのである。この程度の自作面積では経営面積の拡大を指向するのが当然だが、それを実現できないところにこの村の自作農の零細なる理由があろう。事実、自・小作、小・自作農層をみると、その経営面積は、一体に純小作より広がっているのだが、この範疇に属する農家数はそれほど多くはないのである。経営面積の拡

第4図 村内の自作地・小作地別耕地図



(注) ()内の番号は世帯番号。自は自作，小は小作。単なる数字は面積を表わす単位，ルロンを意味する。空白の所は村外の農民が耕作している。

大は絶対的な水田地の広さに制限があるため著しくおさえられ，零細自作農の上昇指向を阻んでいるといえる。ともあれこの村全体として零細農が支配的であることは間違いない。なかでも自作農と小作農のところに零細農が集中しており，7ルロン以下の農家29戸のうちそれぞれ6戸，19戸の合計25戸がこの範疇の農家より出ていることを，明記しなければならない。とりわけ数字でみるかぎり零細小作農がこの村における水田農家の中心的存在形態であることを第8表が示しているといえる。

なお第4図は，村道の左右に開けている水田圃

場のうち，調査村の農家が経営しているものを自作地・小作地別に図分けしてみたものである(注2)。

(注1) T. B. Wilson, *The Economic of Padi Production in North Malaya, Part I, land tenure, retens, land use and fragmentation.* (Kuala-Lumpur, 1958), p. 35, 第4表をみよ。

(注2) スンガイ・ブジョール村は約60年前(1910年前後)に開墾されて形成された村であることは既述のとおりである。当初は1ルロンの屋敷地と5~10ルロンの米作地が対となって農民に譲渡されるのが一般的な形で，水田地が各農家の裏側にそれぞれ位置していた。それが時と共に各農家間に階層分化が起こり，居住地と生産の場との対関係が，こわれ始めたのである。現在では図のように村の周辺では小作地の方が多くみられるようになり，農家にとって経営地の分散化が問題になりつつある。なお，村の農民のなかには図の外枠の線をスンガイ・ブジョール村と他の村との境界線と呼ぶものもいたが，マレーシアでは村は末端行政単位となっていないから，「この水田はなにに村(kampong)に属する。」といういい方は正確にはできない。したがって日本の農村でみられる出作，入作の概念をマレーシアの農村には，適用できないと考える。また耕地図は課税地測量図(cadastral map)を基礎としながら，筆者が農民の協力を得て作製したものである。

III 地主・小作関係

1. 一般的な小作形態

スンガイ・ブジョール村では土地所有と経営規模の零細性が農家を支配し，かつその零細性を補うために，血縁関係を中心とした土地の貸借関係が結ばれている点に著しい特徴があることをIIでみた。では血縁関係による地主・小作関係の具体的内容はいったいどうなっているのであろうか。またその性格をどう捉えたらよいのであろうか。次にそれを村での調査事例を例記しながらみることにしよう。

第9表は血縁関係および非血縁関係別に地主・小作関係をまず分類し，さらにそれを小作料支払

第9表 血縁・非血縁関係別にみた小作料の水準

	小作料の水準		現金小作料 (ドル)						現物小作料 (ナレー)						合計					
	地主の地位		50	60	70	80	90	100	小計	5	6	7	8	9		10	不明	未定	小計	
血縁関係	父母の	妻叔		1		1		1		3	1			1				1	4	
		叔	1	1			1		2	4	3	1						1	8	
	兄弟の	従妻	1	1		2				4	1								1	5
		祖又					1			1		1							1	2
	従兄弟	父の		1						0					1				2	1
		父の				1				1									0	1
	妻不	妻の		1						0			1				3		3	3
		不								1	1								1	2
	小計			2	6	1	5	3	2	19	6	4	3	1	0	2	3	1	20	39
	非血縁関係	royal family								0		1							1	1
ゴム園所 有者					1			1		1							1	2		
中人 または				1	2	1		4						3			3	4		
小計			0	0	1	3	1	0	5	0	2	0	0	0	3	1	0	6	11	
合計			2	6	2	8	4	2	24	6	6	3	1	0	5	4	1	26	50	

い形態別、小作料水準別に整理してみたものである。血縁を通じた例が39件で全体の約80%を占めていることは前に幾度となく指摘しておいたとおりである。小作人はできるだけ親類から土地を借りようとし、地主も同様に血縁関係の者に貸そうとする。血縁関係でもできるだけ近い関係のものから努めて借りようとする傾向が強い。表でもそれが現われていて「妻の父」、「叔父」、それに続いて「従兄弟」、「父」の例が多くみられる。血縁関係がうすくなって実際には他人と変わらないような場合でも、「他人から借りるより親類のものから借りる」傾向が強いのである。何ゆえそうするのかという筆者の問いに対して、地主は「信用できるし、小作料をごまかされるのが少ない」と答える。また小作人は「他人からは借りられないし、困ったときは小作料を払わなくてもよいか

ら」という答えが一様に返ってくる。

マレー半島の米作村では、地縁関係よりも血縁関係による地主・小作関係が濃厚にみられるのは何もこのスンガイ・ブジョール村だけの特色でないが、こうした傾向が何を意味しているかを吟味することは、地主・小作関係の性格をみるうえで決定的に重要であろう。しかしその点については後の行論でふれることにし、まずここでは小作契約の形式について記述することから始めたい。

小作契約はすべて口頭契約(janji mulut)で、文書契約は一例もみることができなかつた^(註1)。契約期間は大体1年が普通であるが、はっきりとは明示されない場合も多い。またなかには稲刈り後に地主・小作間でなんの話合いも行なわれず自動的に継続されていくこともある。血縁による地主・小作関係であるため、小作期間やその更新につい

て明示的に話し合いをする必要もなく、暗黙の了解が両者の間で成立しているものとみてよい場合が多いのである。ただし小作契約を解約する場合には、少なくとも稲刈り後には相手方にその旨を通告することが、一般的に行なわれているようである。小作契約を地主と小作人が口頭で行なう際、解約時期が前もって幾年先と定められている場合もある。たとえば「娘が嫁にいくまで」とか、「息子が嫁をとったら返してほしい」とか、またなかには「息子が成長して一人前に田を耕作できるようになったら返済してほしい」と前もって通告しておくのである。こうした通告は契約を結ぶときだけでなく、数年間小作契約が継続した後に、地主側から小作人に行なわれることもある。この場合は通告の時点で初めて小作期間が両者の間で限定されたことになる。いずれにしても血縁関係の場合は、小作契約の更新や消滅、または小作期間の契約内容は明示的でなく、地主・小作人両者のそのときどきの事情によって、「互恵的」性格がはいりこむため、便宜主義ないし場当たり主義的傾向が強いのである。

これにひきかえ、非血縁関係による小作契約は口頭契約であるとはいえ、契約としての内容をある程度そなえている。しかしそれでも小作期間がはっきりと約束されない場合がある。非血縁関係にある両者の間に信頼関係が成立している場合には、小作人の地位はある程度安定しているといえるが、そうでない場合はきわめて不安定で、地主側の恣意によって耕作権が左右されることになる。信頼関係が成立しなければ地主・小作関係の安定性が保てないのは、血縁・非血縁を問わず同じであって、たとえ父親や祖父が地主になりうる経済的条件にあるとしても、息子ないし孫に対し信頼を持っていなければ土地を貸したがるまい。

り、地主・小作関係が血縁を通じて成立している場合には、地主・小作人両者の信頼関係は血縁関係に支えられて強固であるが、いったんその信頼関係がそこなわれるようなことがあれば、血縁関係に裏打ちされた信頼関係も、失われることになり、両者間の「互恵的」な経済関係が御破算になったり、成立しない場合もある。

小作料の支払い形態には、定額現金小作料と定額現物小作料（代金納を含む）の2種類がみられた。両形態の比率をみると第9表のとおり現物納が1例多いが、ほぼ同数である。前述のウイルソンの調査書によると、1949～50年時では現金納の占める比率はわずか3%であり、55～56年時の調査ではそれが16%になったにすぎないのである(註2)。つまり現物納が71%（55～56年時）と圧倒的に多い。もちろん、スンガイ・ブジョール村の調査例のみからケダー州米作地帯について一般化することはできないが、農民の口からもここ数年来「この村でも現物から現金小作料へ」の傾向が著しくなっていることを認めていたし、農業関係の役人からもケダー州全体について同様の傾向がみられるという答が得られたことを考慮すると、ケダー州米作地帯の小作料の現金化の傾斜が、49年から55～56年を通して一貫して進んでいることはほぼ間違いのないように思える。

現物納について注意すべきことは、実際には現物納契約の大半が代金納の形態で支払いが行なわれることである。小作人は稲刈り直後に契約で決められた量の粃米を商人に売り、そこで得た金を地主に渡すのであって、粃米を小作料としてそのまま地主のところへ運搬するのではない。現物小作料のうちどのくらいが代金納であるか数字としては捉えられなかったが、ほとんどが代金納であることは調査の過程でも明らかであった。このよ

うに代金納が多い理由としてはいろいろ考えられる。なかでも、(1)地主といっても小地主が大部分なので経済的余裕がなく、小作料を貯米しておく米倉(jelapang)をもたないこと。(2)小作米の運搬は地主・小作人双方にとって、かなりの負担になるので、どうしても刈取り直後に華商に圃場販売を行なう傾向が強いことなどがおもな理由として考えられる。

次に小作料の水準についてみてみよう。まず現物小作料であるが、1ルロン当り5ナレー(粳米)の例が最も多く、ついで6、7ナレー(1ナレー=16ガンタン、1ガンタン=1ガロン、4.5リットル)の順になっている。10ナレーの場合は2例、あと8ナレーが1例となっている。これをウイルソンの調査と比較すると、現物小作料の水準がかなり上昇していることがわかる。ウイルソン^(註3)によればケダー州における1ルロン当たりの平均現物小作料は90ガンタンなのに対し、調査村では約105ガンタンに達している。ケダー州の単位面積当たり収量を統計でみても、ウイルソンの調査時点と筆者の調査時点との間ではそれほど上昇してないから、一般的に現物小作料は騰貴してきていると考えて間違いないだろう。現金小作料についてみると、この場合にはいっそう上昇傾向が顕著になって現われている。ウイルソンの調査では1ルロン当たりの平均現金小作料は51ドル^(註4)であるのに対し、調査村ではルロン当たり50ドルの小作料は最低であって、2例あるにすぎず、平均水準は79ドルに達している。また最高額をみるとウイルソンのときは80~89ドルの事例が全調査事例の5%を占めるにすぎないが、調査村では100ドルの事例が19例のうち2例もあり、現金小作料の水準も現物納の場合同様10年前と比較してかなり上昇していることがわかる。

マレーシアでは1955年に小作令——The Padi Cultivators (control of rent and security of tenure) Ordinance——が制定されて以来、最高法定小作料はエーカー当たり収穫量の3分の1を越えてはいけないことになっている。またすべての米作地は、土質、土壌条件に応じて1等から3等級までに区分され、さらに等級ごとに国がエーカー当たり標準収量を規定しているのである。最高法定小作料はこの法定のエーカー当たり標準収量の3分の1を超過してはいけないというものであり、上記小作法には、1等級の米作地(Class I)の最高法定小作料はエーカー当たり140ガンタン(1ルロン当たり6ナレーに相当)、2等級地で115ガンタン、3等級地では70ガンタンとおおの規定されている。調査村スンガイ・ブジョール村と近辺の米作地はすべて1等級にランクされている。

最高法定小作料から判断すると、スンガイ・ブジョール村では現物納26例のうち、上記の最高法定小作料に抵触しない6ナレー以下の水準で小作契約を結んでいる例は12例にすぎず、14例が違反した高い小作料を支払わされていることになる。しかし実際のエーカー当たりの平均収量を統計でみると523ガンタン(1966/67)^(註5)に達しているから、この村の平均現物小作料の収穫量に占める率は523分の105となり4分の1にも達しないことになる。

小作料の水準に関して、これを血縁と非血縁の場合とを比較すると、やはり非血縁の場合の方が小作料の水準は高いようである。たとえば、非血縁では現金納でも1ルロン当たり50~60ドルのケースは見当らないし、現物納では6ナレーが1例あるほかは全部10ナレーと、最も高い水準を示している。もともと血縁の場合でも100ドル、10ナレーの小作料がみられないことはないが、この場合は

血縁間の相互扶助関係が地主に高い小作料をもたらしているのであって、非血縁間のように純経済的な利害計算にもとづいて算出されているわけではない。いうなれば、血縁間にあつては地主側、小作人側双方の経済力や労働条件が互に勘案されて、小作料の水準や具体的な支払い条件が決定されてくるのである。地主と小作人が血縁関係にある場合、小作人たちにとって小作条件がゆるやかで楽だとは必ずしもいえないのである。たとえば地主が年をとり経営能力がなくなったときは、かえって先払いを求めたり普通より高い小作料を息子などに要求して生活費にあてるのである。しかし逆に余裕のある土地を結婚したばかりの息子夫婦や娘夫婦に貸す場合には、一般に低額の小作料であったりまたは全然小作料を求めないといったこともある。いいかえれば小作料の基準は一定することなく、どちらかといえば土地所有と労働力の交換による血縁的相互扶助という関係が強くなるのであって、小作料は時々の相互の生活状態に合わせて変動し、通常な意味での地主・小作関係とはいえない点もみられるのである。作柄が悪かったり出産、病気などの臨時支出があれば、それが考慮されて小作料が決められる。地主に余裕があれば子たる小作人は支払い可能の分だけ払うのであって、調査のなかには1ルロン当たり2ナレーとか、3ナレーという例もみられた。

これに反して非血縁間小作契約は、普通その条件においては相対的に厳しい。とくに地主が中国人の場合にはもっとも小作料が高くなっているのは興味深い事実である。スンガイ・リマウに住居しながら商店を経営する華僑が、当村のマレー人農民に土地を貸しつけている例は表でも容易にわかるように3例あるが、いずれも1ルロン当たり100ドルないし10ナレーで調査事例中最高を示し

ている。

血縁間の地主・小作関係の相互扶助的あるいは「互惠的」性格が最も顕著に現われるのはマレー語で〈sewa-hidup〉といわれる減免小作の慣行においてである。不作や凶作により収穫が思うほどでない場合には、小作人が地主に小作料の減免を頼み込むのは普通のことであるという。地主も不作で小作料による収入が著しく減少すると危惧した場合には、小作人にできるだけ小作料を契約どおり払うように説得し、地主・小作人相互で収穫の減少分を負担しあうようにするのである。またなかには小作料の減免が毎年のように行なわれ慣例化しているために、一応小作契約では小作料の支払い額がきめられていながら小作料は一定しないと答える農民もいるほどである。ただし前払いが前提とされる現金納の場合には sewa-hidup の慣行は一般にみられないのであって、現物納の場合にのみ減免小作の例がみられる。しかし例外として現金小作納でありながら、不作の場合には翌年の小作料の支払いのときその分が考慮され低めに小作料がきめられるケースが1例あった。このように sewa-hidup の慣行は、血縁間でも血縁関係が近ければ近いほど強く現われるのが一般であり、非血縁関係の場合は、小作料の減免交渉はみられないことはないがずっと厳しくなる。一般にマレーシアの米作地帯でみられる sewa-hidup の慣行は、米作生産の不安定性、つまり豊凶の差を地主が負担するというよりは規模の零細性からくる生活の貧困を、血縁という関係を通じて相互に負担し合う「貧困の共有」(shared poverty) の原理によって行なわれていることに注意しておく必要がある。だから小作人が不作や病気、災害などで小作料をどうしても払うことができないような状態にあれば、地主は普通泣き寝入りすること

第10表 特殊な小作形態とその条件

小作形態	農家番号	相手の地位	面積 (ルロン)	条件
パジャック (pajak)	1	No. 46 叔父	2	6年間(1963—68年)。1ルロン、50ドル 合計600ドルを前払。
	2	" 47 又従兄	5	7年間(1967—73年)、の小作料前払2000ドル
	3	" 20 娘婿	3	10年間(1960—69年)前払。1000ドルと、毎年2クンチャの籾米
ガダイ (gadai)	4	" 10 村長の息子	3.5	4年(1967—70年)。350ドルを借りる。4年目より1ルロンに減る。
	5	" 51 中国人商人	5	2年(1966—67年)。600ドルを借りる。
	6	" 53 中国人商人	21.5	戦前(年度不明)、1200ドルを借りる、21.5ルロンのうち8ルロンを小作に返してもらっている。
ジュアール、ジャンジ (jual janji)	7	" 7 マライ人 ゴム園 所有者	5	5年間(1967—71年)2000ドルを借りる、1年400ドルを返済、5ルロンを小作地として耕作、小作料400ドル/5ルロン/1年。契約期間をあと5年延期することも可。

が多いのであって、強制的に小作人から飯米までとりあげたり、翌年の小作料に加えて徴収するといった過酷なことはまず行なわれない。

2. 特殊な小作形態

つぎに農民間の金融信用制度や長期小作契約などにみられる特殊な小作形態についてみていくことにする。

まず簡単な統計的事実から述べることにする。第10表にはパジャック (pajak, または lease) と呼ばれる長期小作形態が3例、用益権担保を媒介として生ずる小作形態ガダイ (gadai, または mortgage) (註6) が3例、そして一定条件下において初めて全面的な所有権売買の成立が認められる特殊な小作契約、つまりジュアール・ジャンジ (jual-janji, または conditional sale) 1例が記載されている。以下、この三つの形態をおのおの具体例をとり入れながら説明していこう。

まずパジャックである。パジャックは表からもわかるように血縁間によくみられる。ウイルソンの報告によれば、このパジャックは戦後、ケダー州やプロビンス・ウェレスリー (Province Wellesley) などで多くみられるようになったという(註7)。パジャック小作形態は、前述のように一種の長期小

作契約で、普通5年から6年の小作料を金納で地主に前払いすることをいう。調査村でみられた3例のパジャックはおのおの6、7、10年になっている。世帯番号47の例をとって説明しよう。No. 47は郡役所 (District Office) のあるイエンに住む又従兄より5ルロンをすでに1959年から借りていた。1966年までは5ルロン当たり450ドルの現金納で1年ずつの契約であった。しかし67年になって地主から「金が必要だから」と、7年間のパジャックを要求された。No. 47はそこで工面して要求額2000ドルを支払った。2000ドルのうち1800ドルは自己資金だったが、あと200ドルがどうしても足りず他人から借りて支払っている。この2000ドルは当然7年間の小作権の保証に対して支払われたものだが、これまでどおり毎年更新した場合予想される合計額3050ドルと比較すると1000ドル余り安くなっている。地主の又従兄はすでに年をとり自分で水田を経営管理する能力はない。地主といっても生活は決して楽ではなく、家計逼迫からパジャックで小作料の前払いをNo. 47に頼ったものであるという。これは正しく血縁内の老人に対する生活保証制度とみなされるものであって、マレー人農村社会ではこういった事例が多くみられ

るのである。No. 47にとって、2000ドルの調達を決して容易なことではなく、現に200ドルを他人から借金までして、又従兄たる地主に小作料の前払いをしているのである。ウィルソンによれば、パジャックは地主が因業であるため、あるいは小作人に対する圧迫から出たもののごとく説明されているが^(註8)、必ずしもそうとはいえない側面もあることは、上記の例から明らかであろう。もちろん、地主の強欲や圧迫から小作人に対してパジャックが要求されることもあるが、だいたいは病気や子供の結婚または何らかの理由による地主側の家計不如意——大半は放漫家計ないしは浪費ぐせからくるものであると見てよいが——のため、地主から小作人をお願いするといった例が多いのである。

パジャックの性格を明らかにするためにもう一つ例を挙げておこう。第10表のNo. 20の例は、パジャック形態が血縁を通じた地主・小作関係と地主側における家族基幹労働力の欠如とにどれだけ深く関係しているかを表わしている。No. 20は1960年までに5ルロンの自作農であったが、夫の死亡とその後における5ルロンの水田経営に要する諸雇用費用、つまり田植え、耕耘、稲刈りに支払う費用が重なり、ついに華商から資金の融資をうけるに至った。最初300ドル借り受けていたが、1960年にはそれが1000ドルになり、仕方なく娘婿(menantu laki²⁾)に3ルロンをパジャックに出さざるをえなくなったのである。期間は1969年までの10年間である。娘婿にとっては1000ドルをNo. 20に払うほか、毎年の収穫から2クンチャを華商にNo. 20の借金返済として払うことが条件となっている。ここで地主No. 20の世帯では、5ルロンの水田経営に耐え得る基幹労働力がないことに注意されたい(夫の死亡、つまり家族内基幹労働力の

喪失がパジャック形態への傾斜の契機になっている)。娘婿にとっては3ルロン、10年間の耕作権を1000ドルの即金と毎年2クンチャの現物小作料で得たことを意味する。3ルロンからは最低9クンチャの収穫が期待できるから、2クンチャの小作料を支払っても損な取り引きではない。また華商にとっても年々2クンチャずつの返済は、当時の相場で現金に換算すると300ドルになるから、10年間で3000ドルとなる計算になる。これは華商にとり10年間で2000ドルの利子が得られることを意味している。さらにNo. 20の側からみれば、夫の死亡により家族内基幹労働力を喪失して以来累積してきた家計の赤字を、娘婿に3ルロン小作に出すことにより、とりあえず解消できるという利点がある。このNo. 20のパジャック形態はこうして地主・小作人・華商の三者の利益を一応保証する形で生まれたのである。

このようにNo. 47の場合にしろ、No. 20のケースにしろ、パジャックを地主の過酷な長期にわたる小作料の前払い要求と理解しては著しく正鵠を失することになるのである。実際には血縁を通じた相互扶助原理が、生活場面および生産場面の双方にまたがって現われ、それが具体的には小作料の前払いという生活費融資の形をとり、小作人が年老いた地主を助けたとみる方がより実状に則しているのである。つまり、血縁を軸とした地主・小作人間の一種の生活費の融資制度と解すべきである。このパジャックの発する遠因は、確かに戦後の商品経済の進展により貧農層が厚く堆積されつつあるケダー州米作地帯の経済状態の悪化にあるにちがいない。

つぎにガダイについて述べることにする。まずNo. 10の例を説明しよう。この農家は世帯主が老齢のうえ病気なのでそのための費用が高みがちで

あった。そのうえ子供がまだ小さく労働力として役立たず、自作農でありながら米作経営における雇用労働の占める比率が大きく、66年になりついにスンガイ・リマウの華商からの借金が350ドルになり、最近その返済を迫られるに至った。ために止むをえず3.5ルロンの自作地を、隣村ですでに世帯をもっている当村の村長の息子(以後Hと呼ぶ)に、ガダイとして小作に出すことになった。調査時はちょうどガダイに出した初年度に当たっていたが、その条件の内容をみると、No. 10がHから350ドル借り、その返済のために3.5ルロンの米作地の用益権を3年間Hにあたえ、4年目には1ルロンの用益権をさらにHにあたえることにより350ドルの金額の返済とみなすとなっている。Hは用益権を譲りうけた米作地からの全収穫を自分のものにすることができるし、また自己の経営面積がすでに十二分ある場合には、他人にまた貸しすることも可能である。しかしこのHの場合はH自身が経営することになっており、形式的にはNo. 10の小作人ということになる。筆者はHにもインタビューを行なったが、その際つぎのような興味ある事実もわかった。No. 10の世帯主の妻は、350ドルと引き換えに3.5ルロンの米作地をガダイに出す話を、最初は村長に持っていったという。しかし村長からは直接350ドルを貸すことは断われ、代わりに自分の息子たるHから借りられるよう便宜を計るといわれ、その結果No. 10と契約を結ぶに至ったのであるという。同じ村落に居住する農民に、村長という要職につく者がガダイ形態の小作契約を結ぶことは体裁上よくないと考慮したのであろう。村長が一計を案じ、隣村に住む息子Hに350ドルを貸しあたえ、HとNo. 10とがガダイによる地主・小作契約を結ぶよう取り計らったのもそのためである。Hは父・村長から3ルロンの米

作地を小作経営しているだけで経営面積は不足しており、No. 10からの3.5ルロンの経営地の追加は家計の充実を計る意味からいっても望ましいものであった。ガダイやジュアール・ジャンジで用益権を貸しあたえたり、土地を手放すことは、マレー人農民社会では“恥”(malu)と考えられているので表面に出にくい。その上このNo. 10の例は実質的には村長から融資金が出ているので、両契約当事者とも、部外者たる筆者とのインタビューで、契約の内容を打ちあけようとしなかったのは当然と考えられる。村長の地位にあるものがガダイという形で同村落内の構成員に直接融資を行ない、代わりに用益権を得ることは、土地を手放すことと同様にある意味での“恥”になると考え、息子Hを通じて間接的に融資したのである。

このようにガダイとは一定金額を借金する代わりに一定面積の水田の用益権を債権者に一定期間あたえることをいうのであるが、その借金の返済方法には2通りある。一つは元金と利子分を、共に用益権をあたえられた水田から得られる収穫のなかに含ませる方法であり、債権者には貸付け金は現金の形では返ってこない。もう一つの方法は元金は別途現金の形で返済され、収穫は利子分としてのみ計算される方法である。この際、元金が約束の期間内に返済されない場合にはガダイの期間は返済がおわるまで延長される。しかしいくら延長しても所有権の移転はおこらない。このようにガダイにおいては、用益権が譲渡される水田の面積と用益権の譲渡期間の長さは、元金の額と利子率、それに元金の返済方法に依存することになる。No. 10とHの間で結ばれたガダイ契約は、前者の元金と利子分の返済を収穫のなかに未分離のまま含ませる方法によったもので、その結果ガダイの期間は4年と、比較的短くなっている。利子の返

済が現金の形をとらないのは、イスラムを信仰するマレー人農村社会では容易に考えられることである。ガダイを考える場合、もう一つ指摘しておかなければならないのは、債権者にあたえられた用益権を、もとの水田の所有者、つまり債務者に小作の形で返すことが行なわれていることである。この形態は、負債者に経済的余裕がなく、いったん移った水田用益権を債権者から逆に借りうけるのであるが、これが前述の借金の返済方法とかさなり合い、具体的なガダイの契約内容に多様な形態をもたらしているのである。用益権をもとの水田の所有者に小作の形で返すやり方をマレー語でガダイ・セワ・バレック (gadai sewa balek) —— 帰り小作 —— という。例を用いてこのガダイ・セワ・バレックを説明してみよう。

No. 53の世帯主は祖母と同居しているが、その祖母の夫と一緒に戦前からこの村に居住していた。21.5ルロンの水田を所有し、地主でもあった。それが祖母自身もよくわからぬ理由により金に困るようになり1200ドルで21.5ルロン全部をスンガイ・リマウに住む華商(材木屋)にガダイに出し、うち自分の耕作用として8ルロンを帰り小作にしてもらった。戦後になって負債者は800ドルで8ルロンの用益権をとりもどそうとしたが、華商は利子の累積を理由に所有権を自己名義に換えてしまったと主張し、返還しようとしなかった。以来ずっと No. 53 は利子も負債額も払わず普通の小作人のごとくになり現在に至っている。マレー人保留法^(註9)によれば、華僑はこの村の米作地を所有することを許されず、たとえマレー人負債者の利子が累積しても、担保物件としての土地を自己名義に変更できないことになっている。それがこの例では、華商の主張によると名義変更してしまい、用益権が所有権に転化されてしまっている。

この間の経過についての詳しい真相は不明なのでこれ以上の推論を重ねることはできないが、少なくとも元負債者であった No. 53 は、利子も負債額も払えず、小作人としての地位にあることは確かである。そして最初の負債者はすでに死亡し、現在はその孫が華商から土地を借りて小作人になっているのである。

ガダイは、ケダ州米作地帯によくみられる貧窮農民の生活資金調達方式であり、血縁間ではほとんどみられず、非血縁同士をもっぱらとするのがその特徴である。ガダイの性格をさらに敷衍していえば、純粋な小作形態というよりは、基本的には小作農への転落の道を歩み始めんとしている零細困窮農民の、土地用益権を担保とした生活資金調達のための方途と解されよう。戦前は賭のために、また子供の結婚式をはじめとする種々の通過儀礼を行なうために大口の支出を行ない、ガダイにはまり込む農民が多くいたという話を農村ではよく聞く。また戦後では朝鮮動乱後のゴム価格の急落により、粳米支持価格が1ピクル当たり17ドルから12ドルへといっぺんに下落したことが農家家計を極度に圧迫し、ガダイに落ち込む農民がふえ出したという。さらにこの村ではその例をみなかったが、ケダ州米作地帯の中央部には、インド人金貸業者 (chattiar) が資金を貸し付けて得た水田の用益権を、マレー人農民に小作に出している例が非常に多く、現在でも新聞に社会問題としてしばしばとりあげられるほどである^(註10)。農業協同組合や農業銀行などの信用機関が整備されておらずまた存在していても農民にはなかなか利用できない融資条件のもとにあっては、農民たちはインド人金貸業者や華商などの商人資本や貸付資本の持つ吸着性の犠牲にならざるをえないのである。

最後にジュアール・ジャンジについて述べてみ

よう。ジュアール・ジャンジはもつと大口の負債を必要とする際に用いられる資金調達方法であって、一層深刻である。ガダイによって一時的に土地用益権を担保に入れることにより家計の赤字が救える段階ではもはやなく、堆積しかつ慢性化した窮迫家計を救うには、土地を売って融資を得るより他に方法がなくなるのである。ジュアール・ジャンジはそういった際、正式の手続きをとって土地を売り、必要金額を融資してもらうわけであるが、単なる土地売買と異なり、裏契約で融資額を返済したときは、その土地をもとの所有者に登記し直すことを約束するのである。そうすることにより土地を手放す農民に一定条件のもとで土地所有権の再取得の途を残しておくのであって、条件付き売買 (conditional sale) と呼ばれるのはそのためである^(註11)。土地を無条件で売ってしまうにはほかに余分の土地がなく、かといって大口融資は土地を売らねば得られないときに用いられる古くからある農民金融様式である。スンガイ・ブジョール村では、ジュアール・ジャンジは1例しかなかったが、その内容について記述することにしよう。

No. 7は5ルロンの自作農であったが、子供が7人と多く、しかもうち6人が娘である。前々からスンガイ・リマウの華僑雑貨店に借金があったが、最近はとくに娘の教育費 (スンガイ・リマウにある宗教学校に2人通っているほか1人が小学校に通っている) や結婚で、出費がかさなり、遂にジュアール・ジャンジに追いこまれた。融資した者は近隣のスリンコン村 (Kampong Selin kong) に住むAというゴム園経営者であるという。融資してもらった額は2000ドルで、その代わりにNo. 7は5ルロンの水田の所有権をAに譲渡した。返済条件は毎年400ドルずつ5年間に全部返すという厳しい

ものであるが、この期間に返済できない場合にはさらに5年間同じ条件で返済期間を延長することができるという付帯条件がついている。所有権の移った水田は、こんどはNo. 7が小作人として耕作することになり、小作料として年間400ドルの支払いが要求されている。この結果、No. 7は所有権をとり戻すためには毎年800ドルの現金を融資主に払わねばならないことになる。5ルロンの自作農でも、家計が逼迫しジュアール・ジャンジに追いやられたものが、5ルロンの小作農として小作料と所有権取戻しのために800ドルもの剰余金を生み出せることができるかどうか、これは考えてみるまでのこともなからう。極論すれば、これは事実上、無条件で2000ドルで5ルロンの土地を売却したのと同様である。同調査村周辺では、当時1ルロン当たり1000ドルの地価が普通であったから、2000ドルで5ルロンを失えば3000ドルの損失となる。それにもかかわらず、何らの取戻し条件をつけずして売却し、買戻しの機会を失うよりはジュアール・ジャンジの方を選択するのは、農民の土地所有に対する強い執着心の現われとしか考えられない。また全く普通の土地売買として相手方に無条件で土地を渡せば、その後の小作地の調達が債務者にとっては重大な問題となる。耕作権の確保という点からも、conditional saleは債務者にとっては望ましい土地売買法といえるのである。農民は買戻しの可能性に一縷の望みを托してジュアール・ジャンジに踏み切り、自らの土地に転落せる小作農として立ち現われることになるわけである。

3. 付帯的な小作条件

最後に、水田について小作契約を結んだ場合、籾収穫の分配条件のほかに随伴してくる付帯的な小作条件について述べてみよう。水田にはしばし

ばトラガ (telaga) とよばれる小さな池があるが、小作地の場合そこからとれる魚の分配条件についてまず最初にふれてみよう。10～11月頃になると農民は圃場内で育ち大きくなった魚をこの池に追い込み、捕獲したのちに近くの雑貨商のところへ持って行って売るのである。こうして得た何がいかに収入は、存外生計の足しになるのであって、小作農にとってはこの漁獲作業は年間を通しての楽しみの一つになっている。川に近く地の利を得た池では運の良い年だと100ドルの収入になることもあるという。この川魚を売って得た収入は原則的には地主と分ける必要はない。しかし毎年一定して池からの収入が高額に達する場合には、地主は漁獲権を小作人にあたえないこともある。またある場合には一定の比率で漁獲によって得た収入を配分することをきめている地主・小作人もいる。米作を営むマレー人農民にとって、田にいる魚は日々の蛋白質源として重要な意味をもっているが、小作人が借りた圃場から夕餉の足しにするため数匹の魚を捕えたり、たまたま若干の現金収入が必要なとき網を用いて捕獲することは、たとえ10～11月に魚獲する権利は認められていなくとも、一種の既得権として慣行化しているようにみえる。

魚の次に小作人にとり見逃すことのできない収入源は、田の畦畔や池の周囲に植えてあるヤシの樹からとれる果実である。平均して1年間に4～10回程度の収穫^(注12)のあるヤシの樹は、多いときは10本以上も植えてあることもある。このように多く植えてある場合には、ヤシの実の分配関係は地主・小作関係を結ぶときに別途口頭で話し合いが行なわれ、収穫または収入の半分を要求するか、年に5ドルないしは10ドルとかの現金を要求するのである。しかし2、3本程度しか生えていない場合には、小作人が全部その収穫を処分するの

が普通である。ただ村落社会における慣習として収穫のときに地主にヤシの実を若干提供することが行なわれることがある。これは地主が無償で小作人に小作地に生えているヤシの樹を貸していることに対する返礼の行為であることは言うまでもない。調査時、1個8セントで雑貨商に売られていたヤシの実も、40～50個とまとまって収穫があればこれも存外な収入源となるのである。

地主・小作人間で土地に対する公租公課の負担はどう処理されているだろうか。1955年の小作令によれば地主は地租 (quit rent または hasil tanah)^(注13)、水利費 (irrigation rate または hasil auyer)^(注14)、その他耕作地に課せられる租税については地主、つまり土地所有者が支払うものとされている。1967年に新たに教育税 (education tax または hasil pelajaran)^(注15) が土地所有者に課せられることになったが、これも地租同様、小作人でなく地主が支払わねばならないとされている。こうした法令は、個々の地主・小作関係でも比較的良好に遵守されているようにみえる。しかし調査例のなかには、小作料を安くしてもらおう代わりに、地主負担の諸掛りを小作人が支払うことを条件にしている地主が数人いた。ただし、こうした例も地主が強圧的に小作人に費用諸掛りを負担させるというのではなく、小作料とのバランスで小作人に負担してもらおうといった程度のものである。

小作人が支払わねばならない公租公課もある。ザカット (zakat) と呼ばれる一種の〈宗教税〉がそれである。ザカットは、元来マレーシアのイスラム社会においては、宗教的喜捨として農民の自発的意志により村落社会で尊敬をうけているイスラム教教師 (guru agama) や知識人 (ustaz または alim ulama)、あるいは orang-sa-puloh と呼ばれる礼拝堂 (masjid) の管理人たちに渡されていた。そ

れがケダ州では1951年から宗教局が強制的にザカットを徴収できるように、法が制定された。当該法によればザカットは米作農民に対してのみ課税され、ゴム栽培者やヤシの樹を栽培している農民には課せられないことになっている。さらに米作農民のなかでも地主には課税されず、小作人に対してザカットの支払いが義務づけられているのである。つまりザカットは米作地の所有に対してではなく、耕作者に対して課せられる一種の所得税的性格をもった宗教税だといえる。課税額は当初収穫量の20分の1であったが、1963年にはそれが10分の1と2倍にはね上っている。こうした高額な「宗教税」が小作人と自作農民にだけ課せられていることは、地主・小作関係にある種の不条理な影を投げかけていることは否めない。小作人たちは皆敬虔なるイスラム信徒だが、この新しい州政府の権力によるザカットの徴収制度に対しては、種々の不満を抱いていることは、ききとり調査の過程でも明らかであった。なかには、これは調査村ではなかったが、イスラム教義上の理由からザカットの不払いによって反抗している農民もみられたほどである(注16)。

ザカットの徴税制度化は宗教的喜捨ないし施しという純粹なる宗教的行為を納税行為にかえてしまい、既存の地主・小作人間の収穫の分配関係にまで深刻な影響をあたえている。

(注1) 1955年の小作令——The Padi Cultivators (control of rent and security of tenure) Ordinance——では第4、5項で小作契約の文書化および登録が義務づけられている。

(注2) 前掲書、p. 36、第9表より。

(注3) 前掲書、p. 44、第18表より。

(注4) 前掲書、p. 53、第38表より。

(注5) *Rice Statistics, Malaysia*, 1964年、1967年をみるとケダ州における年度別エーカー当たり米の生産力は次のごとくである。

1962/63年	450	ガントン
1963/64	367	"
1964/65	521	"
1965/66	527	"
1966/67	523	"

(注6) 正確にはガダイは土地用益権を担保とした一種の資金調達形式であって、小作契約とみなすことはできないであろう。ウィルソンも前掲書のなかで同様の規定を行なっている。しかし、一方ではかれはガダイは融資者が担保としてうけた土地を自分で耕作するかぎり、それは形式的には現金小作料の数年にわたる前払いとおなじことになるとして、結局は一種の小作とみなしている。

(注7) 前掲書、p. 23、なお、1955年の小作令、第3項では1年または1シーズン以上にわたる小作契約は禁じられており、事実上バジャックは違法とみなされている。1967年の改訂小作法ではそれが3年間まで認められるようになった。

(注8) 前掲書、p. 31。

(注9) *Malay Reservations. Enactment No. 63, State of Kedah (1934)*, 第6項をみよ。

(注10) たとえばマレー語新聞 *Utusan Malaysia* (1970.12.2), (1970.12.17) をみよ。

(注11) ジュアール・ジャンジは基本的に二つの型に分類できると考える。一つは融資を受けた際、土地所有権が担保物件として融資人に譲渡されるが、融資額が定められた期間内に返済されない場合には所有権は完全に融資人に移転する型。もう一つは融資をうける際、所有権が同時に融資人に移転される。しかし負債者が期間内に融資額を返済すれば、所有権はもとの所有者に戻ることを別途契約する型である。もちろん、返済に成功しない場合は、融資人は自由に所有権を処分することができる。両者の間の根本的な相違は融資をうける際、土地所有権が担保物件として設定されるか、あるいは完全に移転するかの点にある。

前者の例についてウィルソン、前掲書、p. 18、また後者の例についてはマックスウェル(W. E. Maxwell) "The Law and Customs of the Malays with reference to the Tenure of Land," *Journal of the Straits Branch of the Royal Asiatic Society*, No. 13 (1884), p. 123. をそれぞれ参照せよ。

(注12) T. B. Wilson, *The West Johore Coconut Production Survey* (Kuala-Lumpur, 1958), p. 27.

(注13) National Land Code, The Kedah Land Rules (1966), によれば米作地 1 エーカー当たりの地代は1.5ドルと規定されている。しかし Land Revenue Exemption. Enactment No. 58 (1934) の第 9, 10, 11項によれば区長, 副区長, およびマシジットの管理・運営にたずさわる者10人 (orang-sa-puloh) は22ルロンまで地租 (quit-rent) を免除されると規定している。なお, サルタン (Sultan) およびサルタンと姻戚関係にあるもの (The members of Ruling House) は500ルロンまで地租が免除されている (詳しくは同法の第 2 ~ 8 項を参照せよ)。

(注14) Yen Districts Office の地租徴収課によれば水利費は 1 エーカー当たり 1 ドルから最高 6 ドルまでである。また個々の圃場の水利費は土地の等級, つまり土地生産性によってきめられているという。

(注15) (注14) 同様, 地租徴収課によれば, 教育税は1958年から徴収され始め, 1 エーカー当たり最高 1 ドルである。なお, 地租と水利費は州政府の取入となるが, 教育税は連邦政府の財政取入となる。州は連邦政府の代理として教育税を徴収しているにすぎない。

(注16) ザカットはザカット徴収人アミール (amil) によって徴収されるが, この村では panglima がその役を兼ねていた。アミールとインタビュアーの中でザカット不払いについて次のように話していた。「農民のなかにはザカット納入の能力が十分にありながら, 徴収に関し全く拒否するものがある。法的には納入の拒否は罰金刑ないし懲役刑に処せられることになっているが(100ドル以下の罰金または 6 カ月以内の懲役), penghulu とわたくし (amil) は, 村の恥 (malu) を考えてその事実を抑え, 宗教局に報告しないようにしている。だからこの村からはまだ 1 人も違反者を出していない」と。

結 語

最後にこの村の地主・小作関係の性格について若干敷衍し述べることにしよう。地主・小作関係を形成する支配的契機が, ここスンガイ・ブジョール村では, 地主・小作人間の血縁関係にあることはこれまで再三ふれてきたが, このことはマレー人農村社会では (とくに米作地帯では) 土地所有

制度と家族制度のあり方がいろいろな形で相互に密接な関係でとり結ばれていることを意味しているといつてよいであろう。それを一般的な形で述べれば次のようにいえよう。

マレー人男子は結婚すると両親の家と妻の親の家との間を交互に往き来したり, または片方の両親の家に居候して 1 年ないし数年すごすのが普通である。この間は両親の土地を共同で耕作したり助けたりして生活する。もっとも親に十分な土地があれば名目ばかりの小作料を払って土地をわけてもらうが, 一般にはなかなかそうした恵まれた事情にはないから, 結婚して子供が生まれるまでは居候のような形をとる。子供ができて互いに居心地が悪くなると, 若夫婦は家を新しく作る。家の建築費はそんなには高くないから, 1 年間の貯金と両親からの多少の援助で粗末な小屋程度の家なら可能である。独立するとなればまず小作人となるよりほかに方法がない。しかし 2~3ルロンだけで生活していくには, アカの他人から土地を借りたのでは小作料を高くとられ苦しい。そこで自然と両親や義理の親など血縁をたよって土地を借りよう努力するのである。土地財産の相続方法や慣習には地域により差異があるが, 大体が死後相続であるから, 父や祖父の生存中は小作人として働くケースがどうしても多くなる。しかし父や祖父が次第に年をとり水田耕作が無理になると, 逆にこんどは父や祖父が息子や孫に耕作を頼むようになり, 同時に徐々に実質的な土地所有に対する権利がかれらに移行してゆき, 小作人から脱却するようになるのである。マレー人農民が新たに自分の土地を所有するに至る道は, 相続, 開墾入植, 購入の三つあるが, 開墾入植や購入による土地獲得は一般には大変幸運なことに属するといつてよい。だから土地相続はかれら若夫婦にとっては待

ちに待った時なのだ。貧しければ貧しいほどこうした傾向は強い。だが兄弟が多いとその土地も惨めなほど細分化されてしまい、1人分の土地相続面積が小さくなる。しかも細分化が極端になると各相続人の持ち分を圃場ごとに仕切って耕作しなければならず、きわめて非能率的になる。その結果土地の所有権は共有 (co-ownership of land) としながら、相続人のうちの1人に他の相続人はその持ち分全部を不本意ながら小作に出し、小作料をうけとる方法が広くみられる。また耕作権を一定期間を区切って各相続人間にたらい回しにして小作料を受け取り、相続による細分化をふせぎ耕作の能率化を計っている例もみられる。マレーシアの水田地帯をみてまわると、1枚1枚の圃場そのものは細分化されておらず、かえって日本の場合よりもずっと広い圃場が維持されているようにみえるのだが、実際は相次ぐ相続により圃場は細分化されて所有されていることが多いのである。

マレー人の社会には「家を嗣ぐ」という概念がない。息子、娘は適齢期になると結婚し新しい核家族を形成していく。年をとっても親は子供と一緒に同じ屋根の下で住むことを好まない。貧しくても別々に家をもち、できるだけ別々の家計をもつようにするのが特徴である。この核家族の無限の分散化と均分土地相続法とは、マレー人慣習法 (adat Melayu) とイスラム教の枠内で行なわれるわけだが、それがまた血縁関係を軸とする地主・小作関係と絡みあって、複雑な経済・社会関係を村落社会の中に作り出している。だから地主・小作関係への接近は、かれらの家族制度と土地相続法との関連性を視野の中に入れて行なわれるのであれば重要な視点を見失うことになる。

また地主・小作関係をみる場合もう一つ忘れてはならないのは、最近の商品経済の急激な進展と

それに伴う階層分化の展開が、逆にこれまで述べてきた地主・小作関係成立の血縁的契機をうすめてゆき、さらに既存の血縁的地主・小作関係の内容をその「互恵的」性格から純粋な経済関係に変えていく傾向が出ていることである。その結果、血縁的な地主・小作関係と非血縁のそれとは区別できなくなり、小作料の現金化と高額化が一般化しつつあるといえる。これは「貧困の共有」を血縁内に包含し、解消できないほど、土地所有の零細化が進みつつあることの反映であろう。土地所有の零細化は、一方では血縁的地主・小作関係に「互恵的」性格をもたらすと同時に、他方では相互扶助原理の弱化を生む要因にもなりつつあるということである。全体的にいえば地主・小作関係は本来、階級関係でありながら、この村ではそれがまだ血縁的「互恵性」によって薄められ、生のまま現われていない。しかし片方ではこの血縁的「互恵性」が弱まっていく兆候がみられ、地主・小作関係の階級的側面が現われつつある段階といえよう。

今回の調査は地主・小作関係と血縁関係との相互関連性について若干の分析を試みたものであるが、まだ上に述べた家族制度との関係は必ずしも十分に追求されてないし、相続法との関係に至っては、問題点の指摘のみにとどまざるを得なかった。今後、機会があれば上記の視点を踏まえた実態調査を地主・小作関係について行ないたいと考えている。

スンガイ・ブジョール村

順位	世帯番号	(1)+(2)		(1)				(2)				(3)				地主との関係				(2)+(3)	土地保有形態別類
		所有面積	(ルロン)	貸付地	(ルロン)	血縁	非血縁	村内	村外	自作地	(ルロン)	小作地	(ルロン)	血縁	非血縁	村内	村外	経営面積	(ルロン)		
140		21.5		2.5		娘婿(4) ⁽³⁾				1								1		地・自	
219		20		1.5		息子(39)												3		地・自	
326		18		16.5		息子2人														自・小	
46		12		5.75		娘婿(56)				18	5	叔母						23		自・小	
523		12		5		娘婿(6)				9	3	妻の父						12		自・小	
651		11		3		孫				9								9		自・地	
710		10.5		3.25		息子(50)	華商											5		地・自	
832		9.5		1		孫(30)	No.6			7								10.5		自・地	
945		9		1		娘婿(38)	の息子			4								4		地・自	
108		8		1.5		娘(48)														自・地	
1115		8		3		義弟(46)														自	
124		6.5		7		叔母(9)				2	5	従兄						7		地・小	
1338		6		3		従弟				5								5		自・地	
1447		6				娘婿				8								8		自	
1520		5				息子(37)				6.5	15							21.5		小・自	
1631		5		4.5						5								9.5		小・地	
1753		5		1.5						1.5	1.5	妻の父(32)								自・小	
1822		4.5		2						5		又従兄						11		地・自	
1937		4.25		5						3								2		自・小	
2021		4		8						8								8		自・小	
2128		4		4.5						4.5	5	母(53)						4.5		自	
2235		4		4.25						5		妻の兄						9.25		小・自	
2343		4		4						10		祖父の兄弟						14		小・自	
2411		3.25		4						4	3	妹(3人)						4		自	
2533		2		4						4	3							7		自・小	
2641		2		3.25						3.25	3	妻の父(23)						3.25		自	
2752		2		2						2	2	母						7		小・自	
2855		2		2		友人(44)				2	5	父						2		自	
2942		1.25								1.25								5		小・地	
3017										20								2		自	
3113										18								2		自	
3244										15								5		地	
3341										3.75		祖父						38		小	
3436										5.75		父(19)						15		小	
353										7		父(45)						11.5		小	
361										2		義兄(45)								小	
3729										1		父								小	
3856										2		叔父								小	
3914										4		妻の叔父								小	
4034										5		叔父								小	
										5		従兄								小	
										5		父								小	
										5		妻の叔父								小	
										5		叔父								小	
										5		従兄								小	
										5		父								小	
										4.5		妻の父(19)								小	
										1		不叔								小	
										2.5		明父								小	
										1										小	
										4		祖父(32)								小	

調査農家一覧表

小作形態別 分類	アミールによる水田面積 調査とザカット納入額		水牛 所有 頭数	家族と職業				冠婚葬祭 組合		精米 所主 (株数)	信組 (会 員 借 入 金)	用合 及 入 金	農民組 合 員	スラウ 維持 管理 委員	
	水田面積 (ルロン)	ザカット 納入額 (ナレー)		世帯員数			農家の職業		A						B
				合計	男	女	専業	兼業							
	(7)ニサブ(nisab)に達せず			3	1	2	米	作							
	6	5		3	1	2	米	作		○	100	○			
普(普通小作) 普	12	10	2	9	6	3	米	作	書記		5	900	副委員長	委員(1)	
	7	6	5	9	5	4	米	米	○	○	2	400			
	6	8	1	6	2	4	米	作	○	○	2				
	6	2.5	1	6	2	4	米	作							
	3	2		7	5	2	米	作			1				
	5	6	2	4	2	2	米	作	○						
普	5	8	1	7	4	3	米	作		○		○			
	9	4	1	4	2	2	米	作							
普	ねずみの害によって免除		1	4	3	1	米	作			2	500			
普	10	6	3	6	3	3	米	作			1	300		○	
普	4	4		6	3	3	米	作	○						
P	5	4	1	5	3	2	米	作			2	300			
普	パジャックによって免除			4	1	3	米	作							
G. S. B. (5)	3	2	1	3	2	1	米	作					○		
	6	6	3	5	3	2	米	作							
	3	2		4	1	3	米	作							
普	6	6	3	10	7	3	米	作		○	5	300		○	
普	6	8	3	5	4	1	米	作	書記		5	900	会計係	○	
普	6	3	1	4	2	2	米	作		○			○		
普	5	3	明	4	2	2	米	作		○			○		
普	不	明		10	7	3	米	作							
普	3	2	明	2	1	1	米	作							
普	6	4	1	4	2	2	米	作							
普	2	2	1	4	3	1	米	作							
普	4	3		6	3	3	米	作							
普	5	5	1	9	5	4	米	作							
普	2	2		4	3	1	米	作		○					
普	18	7	2	8	4	4	米	作							
普	2	0	1	4	1	3	米	作		○			○		
普	7	10	3	8	4	4	米	作		○			○		
普	4	7		3	2	1	米	作					○		
普	3	4	3	4	3	1	米	作					○		
J. J. (6)	5	0		7	4	3	米	作							
普	2	3	1	9	2	7	米	作							
普	ファキール (fakir) (8)			2	2	---	米	作							
普	3	2	2	9	5	4	米	作							
普	5	4	1	3	2	1	米	作		○			○		
普	5	6	1	4	1	3	米	作					○		

順位	世帯番号	(1)+(2) 所有面積 (ルロン)	(1) 貸付地 (ルロン)	小作人との関係				(2) 自作地 (ルロン)	(3) 小作地 (ルロン)	地主との関係				(2)+(3) 経営面積 (ルロン)	土地保有 形態 分	保有別 類
				血縁	非血縁	村 内	村 外			血縁	非血縁	村 内	村 外			
41	12							4						4		
42	49							3.5						4		小
43	5							3						4		小
44	1							3						3.5		小
45	9							3	妻の父	(18)				3		小
46	27							3	叔母					3		小
47	48							3	妻の父					3		小
48	24							2.5	父	(32)				3		小
49	54							2.5	妻の父	(40)				2.5		小
50	16							2	叔父					2.5		小
51	39							1.5	従父	(40)				2		小
52	50							1	妻の父	(51)				1.5		小
53	2													1		小
54	18															
55	24															
56	25															
合計		210.25	83	19	3	14	8	127.25	230.5	39	11	14	36	357.75		

- (注) (1) G は gadai の略
(2) P は pajak の略
(3) ()内の番号は小作人の世帯番号
(4) ()内の番号は地主の世帯番号
(5) G. S. B. は gadai sewa balek の略
(6) J. J. は jual-janji の略
(7) ニサブは課税基準収量を意味し、収量がそれに達しない場合にはザカットは徴収されない。
(8) ファキール(貧困者)はケダー州ザカット施行法令(Zakat Enactment)にもとづきザカットの一部分から一定額の支給をうける。この場合25ドルであった。ファキールに該当するかはアミールがプングフルと相談のうえ決定する。
(9) 冠婚葬祭組合(A)の参加者は全部で9名である。うち4名がこのものによって占められていることになる。
(10) 冠婚葬祭組合(B)の参加者は全部で13名である。あと1名はアミールを兼ねているパングリマ(副区長)である。
(11) このほかに村長、村落開発委員会委員(Ahli Jawatan-Kuasa Kemajuan Kampong)の要職を兼ねている。
(12) 農民組合員は全部で23名であったが、残りは全部隣村のものである。

小作形態別 分類	アミールによる水田面積 調査とザカット納入額		水牛 所有 頭数	水牛 小作 頭数	家族と職業			農家の職業		冠婚葬祭組合		精米 所主 (株数)	信用 組合 (会 員 数)	農民 組合	合 員	ス ラ ウ 維 持 管 理 委 員
	水田面積 (ルロン)	ザカット 納入額			世帯員数		専業		兼業	A	B					
					合計	男	女	米								
普	新	の			2	1	1	米	作							
普	入	た			9	3	6	米	作		○	5				
普	村	め			7	5	2	米	作							
普	者	な			4	1	3	米	作							
普	不	し			5	3	2	米	作							
普	入	め			11	6	5	米	作		○	3	委員	委員	書記	
普	村	な			4	2	2	米	作							
普	者	し			6	3	3	米	作							
普	不	明			7	3	4	米	作							
普	入	明			8	6	2	米	作							
普	村	明			5	2	3	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							
普	者	明			8	4	4	米	作							
普	不	明			5	3	2	米	作							
普	入	明			3	2	1	米	作							
普	村	明			8	4	4	米	作							
普	者	明			5	3	2	米	作							
普	不	明			3	2	1	米	作							
普	入	明			8	4	4	米	作							
普	村	明			5	3	2	米	作							
普	者	明			3	2	1	米	作							
普	不	明			8	4	4	米	作							
普	入	明			5	3	2	米	作							
普	村	明			3	2	1	米	作							